

前文

議会は、直接選挙で選ばれた議員で構成される機関であり、市長と対等な立場で、市民の代表機関としての役割を担っている。

その役割は、市長その他の執行機関が行う市政運営の監視及び評価を行うことや、政策立案機能を発揮することであり、本市議会は、市民にとって最良な意思を決定する機関として、市民福祉の増進と市政の更なる発展に寄与していくことを使命とする。

尾張旭市議会は、市民の意思を代弁する機関として、自らの創意と工夫により、「緑と元気にあふれ住みたくなる・住み続けたくなる尾張旭」の実現に向け、市民との協調を図りながら、市民に開かれた議会を目指して、議会の公正性及び透明性を確保し、市民参加を推進する姿勢を明示するため、ここに条例を制定する。

前文は、条例制定に当たっての趣旨、理念を示しています。

まず、議会は、二元代表制（※）の下において、市長と対等な立場であって、行政の監視及び政策立案を果たすべく、市民にとっての意思決定機関であることを示しています。

また、尾張旭市議会として、本市の将来像の実現のため、共に歩んでいく市民との関係性のあり方を表明しています。

※二元代表制

市長及び議会の議員は、ともに市民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが市民の代表としてその権限を担い、相互の均衡と調和を図りながら市政を運営すること。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、尾張旭市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則を明らかにするとともに、市民と議会との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。

この条では、条例の目的を定めています。

本市議会として、議会機能の強化を図り、市民の負託に的確に応えて、市民福祉の増進と市政の発展に寄与していくため、議会と議員の活動原則等を明らかにし、また、議会の役割に関する基本的事項について定めることを表明しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の意見を把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 市長等の市政運営の監視及び評価を行うこと。
- (4) 合議制の機関として、議員間の自由な討議を尊重し、議会全体の合意形成を目指すこと。

この条では、議会としての責務を果たすため、その活動に必要な原則事項を定めています。

- (1)は、議会として、公正性及び透明性への意識を常に抱き、市民に対する的確な情報発信と説明責任を果たしていくことを示しています。
- (2)は、市民から発せられる意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう議会運営に努めることを示しています。例えば、政策立案又は政策提言を積極的に行うことなどが挙げられます。
- (3)は、議会において、市政運営に対する監視及び評価を行うことで、市長その他の執行機関との緊張関係を維持していくことを示しています。
- (4)は、議会が合議制の機関であることから、議員間で自由活発な討議を展開し、多様な意見を出し合い、議会として合意形成を図っていくことを示しています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会は言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政全般についての課題及び市民の意見を把握し、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

この条では、議員としての責務を果たすために必要とされる活動原則を定めています。

- (1)は、議会においては、複数の議員が言論によって物事を決め、また、合議により結論を導き出す機関であることを認識し、議員間で自由な討論を展開することを定めています。
- (2)は、議員として、常に調査研究、研修に努めて自己の能力、資質を高めながら、市政全般の課題や市民の意見を的確に把握することが、市民の代表としての活動姿勢であることを定めています。
- (3)は、議員が議会の構成員であることを自覚し、一部の団体及び地域の代表にとらわれることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動する存在であることを定めています。

(会派)

第4条 議員は、政策等を同じくする2人以上をもって会派を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 政策の立案及び提言並びに議案の審議及び審査のための調査研究を行うこと。
- (3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、効果的な議会運営に努めること。

この条では、議会における会派の結成と役割を定めています。

第1項では、議会活動を円滑に行うため、議員は政策等を同じくする集まりにより、会派を結成することができることを定めています。なお、本市議会においては、2人以上の議員により会派を結成することができます。

第2項では、会派の役割を定めています。

- (1)は、会派として、議員が行う政策立案、政策提言等の活動を支援することを定めています。
- (2)及び(3)では、会派として、政策立案、政策提言等に関し、各派代表者会などを通じて、会派間で協議や調整を行い、効果的な議会運営に努めることを定めています。

【関連】

- 尾張旭市議会各派代表者会規約

第3章 市民と議会の関係

(会議の公開)

第5条 議会は、市民に開かれた議会運営とするため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則として公開する。

2 議会は、委員会を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。

この条では、市民に開かれた議会とするため、会議の公開について定めています。

第1項では、本会議及び委員会について、原則として公開することを定めています。

第2項では、本会議及び委員会以外の会議についても、公開とするよう努めていくことを定めています。

【関連】

- ・地方自治法
- ・尾張旭市議会委員会条例
- ・尾張旭市議会委員会協議会規程

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対して積極的に議会に関する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、政策立案、政策提言等に反映させるため、市民との多様な意見交換の場を設けるものとする。

この条では、議会への市民参加と連携を促進するための原則について定めています。

第1項は、市民に対する説明責任を果たすため、議会に関する情報の発信を積極的に行うことを定めています。

第2項は、市民との意見交換の場を設けることにより、市民に対し説明責任を果たすとともに市民の多様な意見を把握し、議会としての政策立案や政策提言に反映させていくことを定めています。

【関連】

- ・尾張旭市議会広報委員会規程
- ・尾張旭市議会意見交換会実施要綱

(議会報告会・意見交換会)

第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を通して説明責任を果たすとともに、市民の声を議会活動に反映するものとする。

この条では、市民との意見交換の場の一つとして、議会報告会及び意見交換会を開催することを定めています。

市民の多様な意見を的確に把握するために、議会が市民に対して議会活動の状況を報告し、市政に関する情報を提供するとともに、市民の意見を直接聞く機会を設け、説明責任を果たすとともに、さらには議会活動に反映させていくことを定めています。

なお、議会報告会に関しては「尾張旭市議会報告会実施要綱」で、意見交換会に関しては「尾張旭市議会意見交換会実施要綱」で詳細を定めています。

【関連】

- ・尾張旭市議会報告会実施要綱
- ・尾張旭市議会意見交換会実施要綱

(広報・広聴)

第8条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して「市議会だより」をはじめとする積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得た市民の声を議会活動に反映するものとする。

2 議会は、市民が市政に関心を持つよう各議員の採決に対する態度を公表し、議員の活動に対する市民の評価が的確になされるよう議会広報活動に努めるものとする。

この条では、情報技術の発達に合わせた多様な手段を活用し、広報及び広聴に努めることを定めています。

第1項では、多様な手段を活用して、議会の活動に関する情報発信と市民の意見収集を行い、議会活動に反映させていくことを定めています。

第2項では、市民において、市政への関心をもってもらうこと並びに議員の活動に対する的確な評価を行ってもらうため、各議員の議案に対する対応を市民に公表することを定めています。

なお、市議会の情報は、市議会だより、市議会ホームページでお知らせしています。また、本会議の様子を、市議会ホームページからライブ中継及び録画配信しており、パソコン及びスマートフォンから視聴が可能となっています。

【関連】

- ・尾張旭市議会広報委員会規程
- ・尾張旭市議会だより編集方針
- ・尾張旭市議会だより作成要領

(趣旨説明制度)

第9条 議会は、請願及び陳情を市民等からの提案及び意見であると捉え、請願及び陳情の提出者から申し出があれば、審査の折に趣旨説明を行う機会を設ける。

この条では、請願及び陳情の提出をもって、市民が議会活動に参加する機会を確保することを定めています。

なお、提出者の申し出により、説明及び意見を聞く機会として趣旨説明制度を設けています。

【関連】

- ・尾張旭市議会会議規則
- ・議会運営に関する申し合わせ事項
- ・趣旨説明制度に関する申し合わせ事項

第4章 議会と市長等の関係

第10条 議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式を基本とする。

(2) 本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して確認権（反問権）を行使することができる。

この条では、議員と市長その他執行機関との関係性について、緊張関係を保つための議会審議のあり方を定めています。

(1)は、質疑応答について、市民に論点及び争点を理解していただくために、一問一答方式を基本とすることを定めています。

(2)は、市長その他執行機関が、議員から質問を受けた時、当該議員に対して確認（反問）できることを定めています。

【関連】

- ・議会運営に関する申し合わせ事項
- ・一般質問における質問方法の選択性にあたっての申し合わせ事項
- ・尾張旭市議会の確認権（反問権）の実施要領

(議会審議における論点情報の形成)

第11条 議会は、市長等が提案する重要な政策について市民に開かれた議論を行うため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる費用及び効果

この条では、市長等から提案される政策、計画について、政策等の公正性、透明性の確保、議会審議での論点を明確化し、市民に開かれた議論を行い、その政策水準を高めるために必要となる7つの事項について定めています。

なお、委員会又は議員が議案を提案する場合にも適用されます。

(予算及び決算の施策説明)

第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

この条では、市長が予算及び決算を議会に提出する際に併せて、議会が施策等に係るわかりやすい説明書の提出を求めることについて定めています。

(議決事件の拡大)

第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により必要に応じて議決事件の追加を検討するものとする。

2 前項に規定する議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

この条では、地方自治法第96条第1項で定められている「議会の議決すべき事件」について、議会の議事機関としての機能強化のため、必要に応じて議決事件の追加等を検討することを定めています。

なお、「議会の議決すべき事件」は同条第2項で、別に条例を定めて議決事件を追加できるとされていることから、本市議会として、例えば、市政全般にわたる重要な計画等を議決事件に追加することにより、計画の意義や重要性を認識し、行政運営を監視、評価できることになります。

第5章 議員間討議の実施

(議員間討議の実施及び議会の合意形成)

第14条 議会は、議員間の自由な討議による会議の運営に努めるものとする。

2 議会は、委員会において、議案及び市民からの提案に関して審査し結論を出す場合は、議員間の議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。

この条では、議会における会議（本会議及び委員会）について、議案等の審議（審査）に際し、議員間の討議を中心とした運営により多様な意見を出し合い、議会としての合意形成に努めることを定めています。

【関連】

- ・議員間討議の実施に関する申し合わせ事項

第6章 委員会の活動

第15条 委員会は、審査に当たり、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、その所管に属する事務について、調査研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案、政策提言等を行うよう努めるものとする。

この条では、委員会の審査について、市民に対して資料の積極的な公開とわかりやすい議論に努めることを定めています。

第2項では、委員会は、所管事務に関する調査研究を積極的に行い、実効性の高い議案審査、政策立案等に努めることを定めています。

【関連】

- ・尾張旭市議会委員会条例

第7章 議会改革

第16条 議会は、公正かつ透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項の規定による取組を行うため、議会改革を推進する組織を設置することができる。

この条では、議会として、本条例の施行後も継続して議会改革に取り組むことを表明しています。

議会としての理想のカタチ（あり方）及び現状の課題について研究し、改善策及び解決策について協議・検討するなど、議会改革を推進する組織を設置することができることを定めています。

第8章 政務活動費

(政務活動費に関する透明性の確保)

第17条 議員は、政務活動費の執行に当たり、尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第1号)等を遵守し、適正かつ有効に執行しなければならない。

2 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書、領収書及び視察又は研修に係る調査報告書を公表する。

この条では、議員における政務活動費※1の執行に当たり、本市議会政務活動費の交付に関する条例等を遵守し、適正で有効な執行について義務付けています。

なお、収支報告※2については、領収書及び調査報告書を添付し、政務活動費の使途の透明性を確保することで、市民への説明責任を果たしていきます。

※1 1人当たり、年15万円。個人ではなく、会派に対して年2回に分けて交付しています。

※2 市議会ホームページで、収支報告書及び領収書を公表しています。

【関連】

- ・尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例
- ・尾張旭市議会政務活動費の交付に関する規則

第9章 議会機能の充実強化

(議会事務局の体制)

第18条 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。

この条では、議員の議会活動を補助する議会事務局において、議員の政策立案、政策提言等に対する適切な支援ができるよう、調査機能及び法務機能の充実強化に努めることを定めています。

議会事務局の主な事務は、正副議長の秘書的業務、議員の政策立案等に当たつての調査、情報提供に関する業務、各会議の運営業務、請願・陳情に関する業務、会議録の調製業務、議会広報の業務、議会図書室の運営業務、議会運営に伴う執行部（市）との調整業務などが挙げられます。

【関連】

- ・尾張旭市議会事務局設置条例
- ・尾張旭市議会事務局規程

(議会図書の充実)

第19条 議会は、議員の政策立案、政策提言等に資するため、議会図書室の図書並びに議会及び行政に関する資料の充実に努め、これを有効に活用しなければならない。

この条では、議会として、議会図書室の図書や議会等の資料の充実を図り、活用に努めることで、議員の政策立案、政策提言等の能力向上に繋げていきます。

【関連】

- ・尾張旭市議会図書室の一般利用に関する要綱

(議員研修)

第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会の開催に努めるものとする。

この条では、議会として、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るために、幅広い分野の専門家や市民の知見を取り入れるなどした議員研修の開催に努めることを定めています。

第10章 議員の政治倫理

第21条 議員は、品位及び品格を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、その使命の達成に努めなければならない。

この条では、議員において、市民の代表であることを深く自覚し、品位及び品格を損なわないよう行動することを定めています。

なお、議員の政治倫理に関して必要な事項は、「尾張旭市議会議員政治倫理要綱」（平成26年4月施行）において定めています。

【関連】

- 尾張旭市議会議員政治倫理要綱

(議員定数)

第22条 議会は、議員定数について、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の意思を市政へ十分に反映させるため、活発な議論が行われるものとなるよう検討しなければならない。

2 議員定数に関して必要な事項は、別に条例で定める。

この条では、議員定数において、総合的な見地により協議、検討を行った上で提案し、定めていくことを義務付けています。

なお、議員定数は、尾張旭市議会議員の定数を定める条例において定められています。

また、委員会又は議員が地方自治法第109条第6項又は第112条第1項の規定に基づき、議員定数の条例改正議案を提出する場合は、市民への説明責任を果たすために議員定数の基準等の明確な改正理由を付して提出することを定めています。

【関連】

- 尾張旭市議会議員の定数を定める条例

(議員報酬)

第23条 議会は、議員報酬について、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に検討しなければならない。

2 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定める。

この条では、議員報酬において、別に条例で定めることとし、改定する場合には総合的な見地により協議、検討を行った上で提案し、定めていくことを義務付けています。本市においては、議員報酬の改定に当たり、特別職報酬等審議会の場で識見者による十分な協議が行われています。

議員報酬については、地方自治法第203条第1項及び第4項により条例で定めなければならないと規定されており、本市では、尾張旭市の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例が、それに当たります。

また、委員会又は議員が地方自治法第109条第6項又は第112条第1項の規定に基づき、議員報酬等の条例改正議案等を提出する場合は、市民への説明責任を果たすために明確な改正理由を付して提出することを定めています。

【関連】

- ・尾張旭市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第11章 災害時の対応

(災害時の議会対応)

第24条 議会は、災害が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るよう努めなければならない。

2 議員は、災害時の組織体制、議員の役割及び行動方針を確認するなど、平常時においても災害に対する注意と準備を怠らないものとする。

この条では、災害の発生時における議会と行政、議員の関わり方について定めています。

なお、議会として体制の整備及び議員による迅速かつ適切な対応を図るために必要な事項は、別に定めています。

【関連】

- ・尾張旭市議会における災害発生時の対応要領

第12章 検証及び見直し

第25条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、随時、この条例の施行の状況を検証するとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の検討の結果に基づき、見直しが必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

この条では、定期において、本条例の目的が達成されているか否かの検証を義務付けています。

なお、検討に当たっては、常に市民の意見、社会情勢の変化等を反映させ、改正する場合には、市民への説明責任を果たすため、改正理由などの詳細を説明することとします。

第13章 委任

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この条では、条例以外の要綱、要領、申し合わせ事項などで、本条例以外でも別に定めがあることを示しています。